

2025年11月号

# はっけん

九州手話サークル連絡協議会

<http://www.kyusyuren.org/>

## 【第73回全九州ろうあ者大会・ 第52回全九州手話通訳者研修会報告】



### 【第一分科会「手話言語】】

テーマ「きこえない人ときこえる人が協働するために～誰一人取り残さない共生社会に向けて～」

講師：嶋本恭規（一般財団法人 全日本ろうあ連盟 情報コミュニケーション委員会 副委員長）

今、全国各地で手話言語条例が成立していく中、我が熊本県では県として、又、4つの市町での条例成立というところが現在の状況です。

「祝！成立」との話を聞くだけでなんだか他人事な気が否めなく、成立したところで何が変わらんだろう？という気持ちが強く、そもそも「手話言語」とは？と思い、今回この分科会に参加しました。

まず導入部分で、世界の聴覚障害者の数は？

そのうち手話をコミュニケーション手段とする人の数は？と。約7,000万人の聴覚障害者のうち約210万人、全体の3%程度しか手話を用いてのコミュニケーションを行っていないとの事でした。私が関わる聞こえない人たちは、手話でのコミュニケーションが主なので、手話をコミュニケーション手段としている人の少なさに驚きました。

講師の嶋本さんは国際レベルで「手話言語」に関わっている方で、話の規模が大きく内容も難しかったのですが、その中で話された、障害者権利条約の第30条「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」について、更にその懸念点として「観光地や娯楽施設のアクセシビリティの制限」「スポーツイベントへの参加に関する制限」を挙げられました。

所属サークルへの通訳派遣依頼の多くは医療や行政、教育関係で、通訳派遣とはそのような場に於いて行われるものだと思っていましたが、まさか趣味やレジャーの場への通訳派遣は適応外だとこのことを知りませんでした。

嶋本さんがご自身の趣味や、そこから派生しての資格取得について等の話をされたのですが、「趣



味の場への派遣を認めるべきである」とおっしゃっていました。又、「手話は皆のもの”ろう者だけのものではない」とも。共通のモノがある人同士の繋がり、「推し活」も例として挙げられましたが、同じ対象を応援する仲間、同じ趣味を持つ人との交流により、情報の共有や心の幸せにも繋がり、又、その場を通して手話とはどのようなものなのか?と、アピールにも繋がる。手話の大切さは、聞こえない人にとっては言うまでもないとは思いますが、聞こえる人にとっても聞こえない人とコミュニケーションする為には欠かせないものの一つです。

始終熱を持って話して下さった島本さんを見ていて、「変える為に手話言語条例の成立を目指している」のだという事を強く感じ、同じ方を向き活動している方々が大勢居るという事を知り、始めに書いた「手話言語条例が成立したところで何が変わるのだろう?」ではなく「私にも何かできることがあるのでは?」という気持ちの芽生えにも繋がり、今回の分科会参加がとても意味のあるものになりました。

熊本県：玉名 綾部美由紀



会場は満席で、講師の島本恭規先生による熱のこもった講演が行われました。本来はグループ討議も予定されていましたが、講演後に続いた会場からの質問と先生の丁寧な回答で時間が尽き、気づけば3時間があっという間に過ぎていました。

島本先生は、差別に苦しみ我慢せざるを得なかつた幼少期の経験、世界ろう連盟理事との出会い、そして世界各地の差別の現状を確かめるための活動について、数多くのスライドを用いて語られました。講演の中では、「障害者権利条約」や「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といった、耳にしたことはあっても理解が難しい用語も出てきましたが、「協働とは何か」という問い合わせをきっかけに調べてみると、互いの持ち味を生かし、対等な立場で協力し合うことだと分かり、少し理解が深まった気がしました。

また、先生は趣味の釣りについても触れられました。船舶免許を取得され、当初は釣り仲間との会話がなかったものの、「人とのつながりを持つために」と通訳者を同行したところ、会話が弾み、仲間からも歓迎されたそうです。そして、「これこそが社会参加だ」と語られていました。私は、通訳派遣は病院や役所、学校など公的な場で利用されるものだと思っていたので、「趣味の場からでも社会参加は始められる」というお話を大きな気づきを得ました。

日常の友人関係の中から手話を知ってもらい、ろう者への理解を広げていくことができるのだと感じました。私自身、もっと手話を上達させ、役に立ちたいという思いを新たにしました。通訳資格は持っていないせんし、できることは限られていますが、趣味の場で役立つこともあるかもしれません



せん。手話の上達にもつながり、隣人として、友人として関わり続けられるよう努力したいと思います。

佐賀県：唐津 田龍 千恵子



## 【第二分科会「教育」】

私は、第2分科会「教育」に参加しました。講師は野田尚子さん、受講生は15名ほどで、ろうあ者と健聴者の割合はろうあ者の方が多いように感じました。

昔は、日本に住んでいるなら日本語教育を受けさせるという考えが主流で、インテグレーションの考え方から小学生からは設備が整っていないにも関わらず、地域の学校に通うこともあった。

講師は、ろう学校に通っていたが手話を使っていなかったため、その頃の記憶がない事の話をされました。



今は、手話教材があるものの小学校4年生ぐらいまでの教材が多いことも知りました。

今は人工内耳やデジタル補聴器等も増え、軽度難聴レベルの聞こえになることで、聴覚活用出来る子どもが増えた。生まれてから3ヶ月目ぐらいで耳の聞こえを検査することができる。地域の学校に、難聴学級がある所も出てきた。など、良くなってきたいるところもあるようです。

研修に参加者の中に、地域の難聴学級に通っていたが、周りの友達が言葉で会話をしているのを見て、自分が聞こえないんだと感じてしまい孤独を感じた。との話もありました。

また、補聴器等の進化もあり地域の難聴学級の方が近いからという理由でろう学校に通う子どもが減ってしまい、集団での活動が出来ない。という課題も出てきたことも知りました。私は、この研修を受けるまでは、地域に手話の出来る学校、学級が増える事は良い事だと思っていましたが課題もある。ということがわかりました。

これから、手話通訳者の資格を取得し、職場でろうあの子どもや難聴の子どもを預かる際に何が必要かを尋ねたところ…ろう学校の見学を行い、どのような授業や活動をしていて、どのように伝えているのかを知ることが大切だ。と教えて頂きました。

これから、難聴の子やろうあの子を預かる際の環境設備を頑張ります。

鹿児島県：まなづる 早瀬彩華



### 【第三分科会「福祉】

本分科会では、徳田靖之弁護士（旧優生保護法被害大分弁護団）を講師に迎え「いのちの選別を許さない社会を目指して」をテーマにご講演いただきました。はじめに徳田弁護士ご自身の生いたちから話されました。幼少期からいわゆる普通といわれる環境で育ったわけではなく、悩むたびにまわりの友人やおとながご自身の気持ちをすくい上げてくれて今があるそうです。



旧優生保護法について話すためには、まずハンセン病問題を話す必要があります。この法律は、「優生上の見地から不良な子孫の出生防止」という目的のもと、ハンセン病患者たちを対象に、断種手術などの優生手術を実施させるものでした。この法律は少しずつ改訂され、遺伝性のない精神障がい、知的障がい、聴覚障がいのある人も対象となり、国策として堂々と前述のような手術がおこなわれました。

現在は当事者への補償が始まっていますが、自身が被害を受けたことを知らないままの人も、知っているが被害の声を上げられない人もいます。

被害を受けた人がひとり残らず謝罪と補償を受け取れるよう仲間同士で声をかけていくべきだと実感しました。

講演後、各県の取り組みについて報告していただきました。各県とも被害者の掘り起こしにむけて動いているものの、プライバシーの問題や島しょが多いなどの諸問題があり、難しい状況でもあるとのこと。また、映画「沈黙の50年」の上映はこの分科会の参加者で半数程度がまだ見ていないとわかりました。これも各県の各地域で上映していきましょうと確認し合いました。

大分県：三浦多佳子



### 【仲間のつどい】

テーマ「今、デフスポーツを通して私たちが変えていくことは」として、デフサッカー女子日本代表の久住呂文華さん、デフサッカー女子日本代表元監督の久住呂幸一さん親子での講演でした。

文華さんの自己紹介では、幼いころからサッカーを始め、聞こえないから危ないと言われたり、聴者の学校に通うなど、すべてが挑戦だったそうです。

日本代表のイメージとして、カッコイイ、日本の誇り、強いなどが挙がるが、デフサッカーやデフ

アスリートは、ただ聞こえないだけのイメージとなる。サッカーとデフサッカーは別物なのか？ルールは同じで、聞こえるか、聞こえないか、音のないサッカーと思われている。実際には、フラッグを持ったスタッフが多いだけだそうです。

資金面による影響として、昔は全額自己負担でユニフォームはバラバラだったそうですが、スポンサーが付いて少しづつ変わってきました。ただし自己負担での行動が大変なときは親に助けてもらっていたそうです。

また、メダルが有るか無いかで、多くのスポンサーの支援があり、支援があれば自己負担ゼロができます。そうなると、国際遠征などで活動が広がっていき、日本代表のイメージも変わっていくかもしれません。

後半、ワークショップ「デフサッカーの認知度向上とファンを獲得するには？」をテーマに意見交換が行われました。

○協会の立場として

各種の交流会、ホームページの充実、スポンサー

探し

○監督の立場として

デフサッカーのPR、いろんな繋がりづくり

○選手の立場として

自分のPR、SNS、インスタグラム活用

○親の立場として

応援する、経験させる

○団体が出来る事として

イベント情報、PR活動、講演会開催

ワークショップを踏まえて、今出来る事をやる！として、本の販売、応援タオル販売、SNSなどを通して、デフリンピックやデフサッカーを広めて行きたいので、応援してくださいとの事でした。

東京2025デフリンピック開催が間近に迫り、デフリンピック、デフスポーツ、デフアスリートに対する社会の関心度は、まだ大きく高まっているとはいえずデフスポーツやデフアスリートの現状や、社会の関心を高めていくために取り組んでいることや必要なことなどについての講演でした。

熊本県：菊池わかぎ M. K





## 【第1講座（全通研九州ブロック）】

9月6日(土)大分県のJ:COMホール大分で行われた全九州手話通訳者研修会へ参加しました。初参加で不安でしたが、大変勉強になりました。

講座では、全通研の渡辺正夫会長のお話を聞きました。手話施策推進法の成立や成立の瞬間の動画を見ることができました。手話施策推進法が出来て終わりではなく、この法を利用して、各市町村へどう訴えるかが重要であるというお話を、聞こえる人、聞こえない人関係なく、勉強会などを行い理解を深め、みんなで行政へ訴えかける必要があると強く思いました。

グループ討論では、これから私ができること、みんなでできることを考えました。個人でできること、地域でできること、なかなか難しく最初は苦戦しましたが、自分では思いつかない内容などもあり、勉強になりました。地域住民の理解が得られる地道な活動が必要だと感じました。そして、まずは自分自身が手話を楽しむことが、手話の世界を広げる第一歩だと思いました。

これからも手話の活動、勉強を頑張っていこうと改めて思える大会でした。

長崎県：長与手話サークル 松尾美穂



テーマは「これから手話通訳者の在り方を考える」です。全通研の渡辺会長から通研の歴史についてお話をありました。当時、聴覚障害が理由で免許が交付されないなど、障害を理由とする不当な制限が「欠格条項」として存在しており「聴覚障害者を差別する法令の改正を目指す」全国規模での取り組みをした結果、「欠格条項」は撤廃することになりました。

また、We Love パンフ」「アイラブコミュニケーション—手話通訳制度化のために—」パンフを普及する運動など以前関わった懐かしい話でしたが、若い会員さんは知らない方も多いようだったので世代の違いを感じました。

その後のグループ討議では「じゃあ、どうする私ができること、みんなができること」をテーマに今後の活動についてのグループ討議を行いました。

最近は災害も増え、防災訓練などを活用して地域の中で聴覚障害についての理解を広めていきたいという意見がでていました。



全通研の歴史は、手話通訳者と共にあるというのは当然のことですが、ろう者の豊かな生活に向けて共に進む大切さをあらためて考える有意義な講座でした。

福岡県：北九州地域班 奥森由美



## 【第2講座（九手連）】

元明暉学園の校長であった市田泰弘さんが講師とあって、期待に胸を膨らませて参加しました。

母語とは、特別な環境や訓練をせずに身につけられるものであるが習得するには臨界期がある。

人工内耳を装用したとしても、音声言語を習得する保証はないので、手話との併用をするべき。一定の時期を過ぎてから、音声言語の習得ができないと気付いた時には「ことば」を持つことができなくなっていることもあります手遅れになることがある。手話に触れさせないというのは人権侵害であるというお話を大きな感銘を受けました。

また、手話を言語として研究してきた経験に裏づけられた手話の文法化のお話も興味深かったです。ネイティブである5歳のろう児でさえ意識もせずに使うことができることを、第二言語として学んだ手話通訳者は勘違いや誤訳をしてしまうことがある。これには、もっと言語として日本の手話研究が進み、手話通訳者養成に直結させる仕組みが必要ではないかと感じました。

講師の歯に衣着せぬ語りは痛快で刺激的で、もっとお話を聞いてみたい、通訳のトレーニングを受けてみたいとわくわくが止まらない講座でした。

福岡県：大牟田市 赤嶺 寛徳



令和7年9月6日～7日に、大分のJ:COM ホルトホール大分で開催された研修会に参加しました。

私は第2講座「魅力的な手話」の分科会に参加しました。

講師は市田康弘先生で、明暉学園の校長に就任されてからの経験や取り組みについて興味深いお話を伺うことができました。

講演では、木村晴美さんとの出会いや、人間にとての母語習得の大切さや、ろう児にとっての手話が母語である



こと、第2言語と母語の違いなど、幅広いテーマについて話が展開されました。

途中では、ろう児童たちの生き生きとした手話言語の動画が紹介されました。

子どもたちの手話はとてものびのびとしており、表情も豊かで、自然体で学ぶ姿がとても印象的でした。

幼児教育を学んだ身として、内容には難しい部分もありましたが、とても充実した時間でした。

人工内耳の子どもたちや日本語対応手話、日本手話のこと、第1言語・第2言語・母語の関係、さらには「8~9歳の壁」と呼ばれる言語発達の課題について、今後もっと深く学んでいきたいと感じました。

そして、またいつか市田先生のお話をじっくり伺いたいと思います。

ご講演ありがとうございました。

佐賀県：伊万里 松尾えり子



### 【前夜祭・大会式典】

2025年9月大分市にて「第73回全九州ろうあ者大会」並びに「第52回全九州手話通訳者研修会」in おおいたが盛大に開催されました。九州各県から多数の参加者が集い、式典・研修・交流を通じて手話と言語的権利の理解を深める機会となりました。

9月6日（土）レンブラントホテル大分で開催された前夜祭、挨拶は西村務理事長が務められました。大分方言手話クイズやマジック披露など多彩な企画で大いに盛り上がり、参加者同士の交流も深りました。私は長崎から初参加し、各県の方々と同じテーブルで交流しました。特に大分県のろう者の方や全通研長崎支部長と同じ年と分かり、打ち解けて楽しい時間を過ごしました。



また、手話通訳者養成カリキュラムのテキストDVDに出演されている、九州聴覚障害者団体連合会理事・吉野幸代さんとお会いでき、友人とともに感激して写真を撮らせていただきました。気さくなお人柄に触れることができ、大変嬉しい思い出となりました。

9月7日（日）大会式典では、実行委員長・大会会長・大分県知事・大分市長から歓迎と祝辞が述べられました。特に今年6月に成立した「手話施策推進法」、そして11月に開催される「東京2025デフリンピック」について触れられ、ろう運動の歴史を継承しながら未来へつな

げていく重要性が強調されました。

大会では次のような課題に取り組むことが確認されました。

- ・手話施策推進法や各地の手話言語条例の普及・発展
- ・手話通訳者の養成と身分保障の充実
- ・ろう者の社会参加拠点や情報保障の拡充
- ・災害時の情報支援体制の確立
- ・ろう児教育の保障とアイデンティティ確立支援
- ・デフスポーツ・東京 2025 デフリンピックの成功と普及啓発

会場入口ではデフサッカー女子日本代表の久住呂文華さん、元監督の久住呂幸一さんと一緒に写真撮影とサイン入り書籍の紹介もあり、交流が深まりました。

最後に本大会を通じ、ろう運動の先駆者たちの努力に学び、次世代へと受け継ぐ大切さを改めて実感しました。

11月の東京 2025 デフリンピックに向け、九州全体で盛り上げていく雰囲気も感じられました。大分の自然や食文化にも触れる機会をいただき、充実した大会となりました。

次回「第 74 回全九州ろうあ者大会・第 53 回全九州手話通訳者研修会」は、2026 年 9 月 4 日（金）～6 日（日）長崎市の出島メッセ長崎にて開催予定です。

長崎は、美しい自然景観と海外文化が融合した歴史・文化、そして独自の食文化に恵まれた地です。

「長崎にこんね!!」来年はぜひ長崎でお会いしましょう。

長崎県：諫早手話サークル 田浦恵美



### 【記念講演】

「誰ひとり取り残さない“優生思想を根絶した『真の共生社会』の実現に向けて」のテーマで記念講演が行われ、たくさんのこと教えていただき、問いかけをいただくことで、自分自身を振り返り、考えることができました。

講演では、社会（私たち）が当然としてきたことに優生思想が潜んでいないかという提起があり、その中で教えていただいたことは、「健聴者」ということばや「聴こえない、聴こえにくい人」の言い方に差別の気持ちはなくとも、偏見のまなざしで見ていないかということでした。そして「『聴覚障害者』という言葉自体におかしさを感じないだろうか。障害者はこわれている人なのだろうか、



もたされて、生を受けたのではないのか。」という投げかけでした。

「害」「碍」「がい」とどんな表記であろうと「『ガイ』は、社会につくられた壁である。聴覚障害者ではなく、聴覚障壁者である」という意識がない限り優生思想の根絶につながらないのだと思います。

その視点から、「聴覚障害者」ではなく、「手話を必要とする者／手話を使用する者」で統一された「手話施策推進法」は、障害(壁)のない手話を使わない人のための法律でもあり、どんな所でも手話でコミュニケーション、情報がとれるための施策が明記されています。

次に「真の共生社会」の実現に向けて、

「言語」でのコミュニケーションやそれを使うことについてわかりやすく理解するための提起がありました。幼児期まで第一言語として手話を使っていても、手話を理解し、共にアプローチしあう社会でなければ、情報は限られてしまうと教えていただきました。また、国や自治体には、財政上、法制上の責任があり、それは当事者抜きで進み、決定されてはならないとも教えていただきました。

「真の平等」とは、あらゆる場面・あらゆる社会資源に、手話でアクセスでき、手話を必要とするこども（当事者をとりまく人・保護者・家族）が発達に合わせて手話を習得・学習できることであり、手話ができる（手話を必要、使用する者と日本語を含む他言語をつなぐ）人を増やす必要があること。誰もが生涯にわたりどんな人生でも選べるために「手話言語条例」と「手話施策推進法」は両輪となり、常に見直しをされながら社会は動いていかなければならぬことを心に刻ませていただいた講演でした。

「真の平等」は SDGs の視点で目指し、当事者の障害（壁）に応じて誰でも同じように情報が得られ、発信できるように、いつ（いかなる時、場所、場面）でも手話（や点字等）のある社会の実現に向かってブラッシュアップされながら、「真の共生社会」の実現がなされていかなければならぬと思いました。

大分県：佐甲禎子



【編集後記】6月から新しく佐賀県の理事になり約2ヶ月で迎えた九州大会でした。

九手連を通して学べている事の多さに気付き、またこの「はっけん」も九手連皆様のご協力のおかげで発行できています。感謝です。

まだひよっこですが今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

九州手話サークル連絡協議会 発行責任者：池尻和吉 事務局：川上順子

